

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）		会計課		○ 落札者等の決定	
○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正 【告示】		新エネルギー・温暖化対策室		○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 （県例規集登載）		健康推進課			
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退		〃			
○ 知事指定薬物の指定の失効		医薬安全課			
○ 保安林の指定予定		治山課			
○ 〃		〃			
○ 〃		〃			
○ 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧		水産課			
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始		〃			
【公告】					
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請		県民生活交通課		○ 警察本部会計課	
				市町村課	
				耕地課	
				警察本部会計課	
				担当課（室）	

◎岡山県規則第四十六号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「いけない」を「ならない」に改める。

第六十八条の二中「百分の三・二四」を「百分の三・三」に改め、同条ただし書中「百分の二・七」を「百分の二・七五」に改める。

第三十条第三項中「審査」を「規定による審査」に改める。

第一百五十六条中「第六百六十三条の」を「第六百六十三条に規定する」に改める。

第一百七十三条に次の一号を加える。

十三 軽自動車税の環境性能割

第二百四十二条第二項中「要求」を「規定による要求」に改める。

第二百四十三条第二項中「要求」を「規定による要求」に、「執る」を「とる」に改める。

様式第三十二号中「  財政部 文書」を「

文部科学省証券領収証書   証券部 文書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百五号

（許可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表環境文化部の部新エネルギー・温暖化対策室の項に次のように加える。

2	岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第47号）第5条第1項ただし書、第4項、第9項、附則第3項	太陽光発電施設の設置禁止区域内への設置の許可，許可事項の変更の許可及び増設の許可	60日				
---	--	--	-----	--	--	--	--

附 則

この告示は、令和元年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

楯築診療所

倉敷市中庄三二〇六一五

令和元年九月一日

◎岡山県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

楯築診療所

倉敷市中庄三二〇六一五

令和元年八月三十一日

◎岡山県告示第四百八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―フェニル―N―「―（―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」シクロペンタンカルボキサミド（通称名Cyclopentyl fentanyl）及びその塩類

2 五―ペンチル―ニ―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―一H―ピリド「四・三―b」インドール―一オン（通称名CUMYL―PEGACLONE）及びその塩類

3 五―（五―フルオロペンチル）―ニ―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―一H―ピリド「四・三―b」インドール―一オン（通称名五F―CUMYL―PEGACLONE）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

令和元年九月八日

◎岡山県告示第四百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字大志やれ一〇八〇の一、字出合一四五六の二、一四六二の一、一四六五の一、一四六六の一、一四六六の三、一四六八の一、一四六九、字小じやれ一四五七の一から一四五七の三まで、一四五九の一、一四五九の二、一四六〇の一、一四六一の一から一四六一の三まで、一四七四の一、一四七七、一四七八の一、一四七八の二、字土樋の上一四六七、字大峪一四七九の一、一四七九の二、一四七九の七から一四七九の九まで、一四八〇の一、一四八〇の二、字杉の元一五一五の一、字きしなわ一五一七の一、一五一七の二、字余田一五一八、字余田の上一五一九、字袋尻一五四四、一五四五、字下横廻一五四七の二、一五六一、字天上畑一五六六、一五六八、一五六九、字二の畑一五七一、一五七七、字鳥茂一五七二、一五七三、字鳥茂一五七四、一五七六、一五八〇の一、一五八一、字段一五七五

二 指定の目的

水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

◎岡山県告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町富沢字山本坊六九九の一、字小陰地七〇〇の二、字大岩七〇四の

一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市美星町上高末字ノロ山四三六八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

◎岡山県告示第四百十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 発起人の住所及び氏名

倉敷市大島一―六―六 南條 勝彦

倉敷市児島元浜町二七八二―一 佐上 一彦

二 加入区

児島

三 漁船損害等補償法第一百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

児島漁業協同組合

四 縦覧期間

令和元年九月十日から同月二十四日まで

五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

◎岡山県告示第四百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 倉敷妹尾線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
都窪郡早島町早島字片田一九八二番一 地先から 都窪郡早島町早島字屋敷割一九七九番二 地先まで	新	七・四 九・二	二七・〇
都窪郡早島町早島字片田一九八二番一 地先から 都窪郡早島町早島字屋敷割一九七九番二 地先まで	旧	六・〇 六・三	二七・〇

◎岡山県告示第四百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	倉敷妹尾線	都窪郡早島町早島字片田一九八二番一地先から 都窪郡早島町早島字屋敷割一九七九番二地先まで	令和元年九月十日

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

〔三六五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

令和元年九月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つくし

三 代表者の氏名

豊田 勝彦

四 主たる事務所の所在地

玉野市木目一四六一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者（児）施設のぞみ園、グレイス、ワークのぞみ及びこだまの利用者（児）等の成年後見等に関する事業を行うために、関係専門職との密接な連携による実効ある支援体制を構築し、もって地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

〔三六六〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等賃貸借 一式

二 借入期間

令和元年十二月一日から令和六年十一月三十日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部市町村課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和元年八月五日

五 落札者の名称及び住所

N T Tファイナンス株式会社中国支店

岡山市北区奉還町三丁目二十二番十号

六 落札金額

一月当たり六九九、〇五〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六三、五五〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年六月二十五日

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

〔三六七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区6号（小規模土地改良（かんがい排水）事業）

東畦22樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

錦東32樋門（〃）

錦中34―1樋門（〃）

錦六区悪水縦3樋門（〃）

都沖5樋門（〃）

西七区支線39号（〃）

北七区支線75号（〃）

沖2―2樋門（〃）

丘1宗津川樋門（〃）

宗津西町8番川（〃）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和元年九月十日から同年十月一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和元年9月10日 岡山県公報 第12125号

〔三六八〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年九月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

3Dレーザースキャナ 一式

二 借入期間

令和二年二月一日から令和七年一月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通指導課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

四 落札者を決定した日

令和元年八月二十二日

五 落札者の名称及び住所

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲一丁目七番一二号

六 落札金額

一月当たり五一六、九九六円（うち消費税額及び地方消費税の額三八、二九六円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年七月二日